

令和５年度 緑区民文化センター 公募に係る質問事項と回答

No.	資料名	頁	項 目	質 問	回 答
1	指定管理者 公募要項	9	I 6 (5)ア申請書類	申請書類に関しては、黒塗りを用意しなくて良いという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 なお、申請書類及び提案書類のヘッダー又はフッターに社名等は記載しないでください。
2	指定管理者 公募要項	9	I 6 (5)ア申請書類	令和4年度決算と事業報告について、提案書提出時には正式なものが提示できませんが、仮での記載とし、後日差し替えさせていただくことでよろしいでしょうか？	応募書類提出時は、その時点での最新のものをご提出いただき、確定次第、速やかに再度ご提出ください。
3	指定管理者 公募要項	9	I 6 (5)ア(ウ)	役員につきまして、6月末に変更がありその後登記が行われる為、提出時には新体制前の名簿を提出し、後日差し替えさせていただくことでよろしいでしょうか？	役員氏名等一覧表については、変更登記未了であっても応募書類提出時は、その時点での最新のものをご提出ください。
4	指定管理者 公募要項	9	I 6 (5)ア(ウ)及び (カ)	当団体は一部役員の変更により登記完了が7月末予定となっており、申請書提出日には新しい役員名での登記事項証明書を提出することができません。役員名簿は提出締切日に提出可能な登記事項証明書内容と合わせた名簿を提出すればよろしいでしょうか？	応募書類提出時は、その時点での最新のものをご提出ください。提出の際には、登記変更手続き中である旨、お伝えください。登記完了後、速やかに履歴事項全部証明書をご提出ください。
5	指定管理者 公募要項	9	I 6 (5)ア(ク)	財産目録の作成がない場合、貸借対照表と損益計算書の提出でよろしいでしょうか。	構いません。
6	指定管理者 公募要項	12～ 13、 17	I 7 リスク分担「物価変動」 II 5 収支計画	コロナ禍や世界情勢等の影響により、ここ数年光熱費や物価高騰が続いています。今後の光熱費や物価高騰については予測不能であること、「物価変動」におけるリスク分担で「収支計画に多大な影響を与えるもの」は横浜市とありますが、今回提出する今後5年間の収支計画では、将来の光熱費、物価高騰については加味せず、令和5年度の緑区民文化センターの予算書を基準として計画すればよろしいでしょうか？	提案時の物価をもとに5年間の収支計画を作成してください。
7	指定管理者 業務の基準	6	IV 2 (2)	「横浜芸術アクション事業（音楽・ダンス）」とは、今後こういった事業を指しているのか？また、開催規模感と開催予定年度を教えてください。	横浜芸術アクション事業は令和4年度で終了しており、今後の展開については現在検討を進めております。なお、同等の事業を実施することとなった場合は、横浜芸術アクション事業にかかる記載はその事業に読み替えるものとします。
8	指定管理者 業務の基準	10	V 4 (1) ウ	キャッシュレス化への取り組みに伴う対応となりますが、指定する事業者はどこの事業者ですか？または、事業者が未定であればいつ決まりますか？その費用負担はどのぐらいの予算感を想定されていますか？	オンライン決済の決済代行事業者はソニーペイメント株式会社で、クレジットカードでの支払を行う予定です（今後、クレジットカード以外の決済手段を拡大する場合もあります）。手数料率は、概ね3～4％程度を想定しています。 施設窓口でのキャッシュレス払いについては、現在検討中ですが、契約は各指定管理者で行っていただく想定です。決済手段については、オンラインでのクレジットカードに加えて、交通系IC、スマホ決済（QRコード決済）などを想定しています。
9	指定管理者 業務の基準	11	V 6 (3)	現在のWi-Fi 契約回線数をご教示ください。	現在のWi-Fi 契約回線数は1回線です。 3つのSSIDを設けています。
10	指定管理者 業務の基準	11	V 7 指定管理料以外の収入に向けた取組	区で設置されている自動販売機の他に、指定管理者が設置することは可能でしょうか。可能な場合は設置可能場所も含めてご教示ください。	飲料以外の自動販売機など、提案内容によっては可能な場合もありますが、個別の相談となります。設置可能場所も含めてご提案ください。
11	指定管理者 業務の基準	11	V 7 (2)	この公募要項の該当箇所は、「経理に関する事項」の「留意事項」となっています。 II 6 (1) が正しい参照元ではないでしょうか？	公募要項I 5 (8)エは誤りであり、公募要項I 5 (8)イ及びII 6 (1)に訂正します。
12	指定管理者 業務の基準	11～ 12	V 8 (3)	ア 施設長（館長） ）／イ 事業の企画・運営に関する責任者 ／ウ 施設の維持・管理に関する責任者 ／エ 地域コーディネーター は常駐で配置する必要がありますでしょうか。	常駐で配置してください。
13	指定管理者 業務の基準	14	VI 1 施設管理の考え方	令和6年度以降、長津田マークタウンの大規模修繕が予定されているとありますが、提案する計画においては、修繕工事による緑区民文化センターの運営への影響については考慮せずに提案を行うということでしょうか？	現時点では施設の大きな利用制限を想定していませんが、外壁等に足場を組む等の可能性がありますので、利用者の安全確保や管理組合への協力等を考慮の上、ご提案ください。
14	指定管理者 業務の基準	14	VI 2 (1)	建築基準法第12 条第1項の特定建築物の定期調査は、指定管理者にて負担し実施でよろしいでしょうか。	建築基準法第12条第2項及び4項について指定管理者が負担し、実施します。業務の基準別添資料p8に追記します。
15	指定管理者 業務の基準	16～ 17	VI 3 環境維持管理業務	植栽管理は不要という認識でよろしいでしょうか。（屋上等）	敷地内(屋上等含む)の植栽は、管理組合での管理管轄となっており、管理費に含まれています。

令和５年度 緑区民文化センター 公募に係る質問事項と回答

No.	資料名	頁	項 目	質 問	回 答
16	指定管理者業務の基準別添資料	7	●設備等保守管理項目一覧 電気・機械設備の空調設備点検	対象となる空調設備のメーカー、型式、容量、台数をご教授ください。また、空調設備図面の開示をお願い致します。	機械竣工図の機器表（AC-201c～AC-206c）を参考にしてください。 現地説明会に参加いただいた法人に限り 6 月14日（水）から 7 月 4 日（火）まで緑区役所で完成図書及び竣工図の閲覧が可能です。希望される場合には事前にご連絡ください。（担当：緑区役所 地域振興課 区民施設担当 電話045-930-2238） ※必要な部分を撮影いただいても構いませんが、今回の提案以外の目的で使用することはできません。 ※完成図書及び竣工図は、建物の現状と完全に一致していることを保証するものではありません。
17	指定管理者業務の基準別添資料	7	●設備等保守管理項目一覧 電気・機械設備の排煙ファン装置点検	建築基準法12条による建築設備定期点検（1 回/年）は指定管理者が実施とありますが、建築設備定期点検の対象となる機器及び台数をご教授お願い致します。	電気設備：電気竣工図（E-009c, E-013c, E-024c, E-029c～E-032c）を参考にしてください。 機械設備：機械竣工図の機器表（AC-201c～AC-206c, P-201c）を参考にしてください。 現地説明会に参加いただいた法人に限り 6 月14日（水）から 7 月 4 日（火）まで緑区役所で完成図書及び竣工図の閲覧が可能です。希望される場合には事前にご連絡ください。（担当：緑区役所 地域振興課 区民施設担当 電話045-930-2238） ※必要な部分を撮影いただいても構いませんが、今回の提案以外の目的で使用することはできません。 ※完成図書及び竣工図は、建物の現状と完全に一致していることを保証するものではありません。
18	指定管理者業務の基準別添資料	7	●設備等保守管理項目一覧 衛生管理のレジオネラ菌分析	分析対象となる冷却塔の数をご教授ください。	分析対象となる冷却塔数は 1 基です。 詳細については現地説明会に参加いただいた法人に限り 6 月14日（水）から 7 月 4 日（火）まで緑区役所で完成図書及び竣工図の閲覧が可能です。希望される場合には事前にご連絡ください。（担当：緑区役所 地域振興課 区民施設担当 電話045-930-2238） ※必要な部分を撮影いただいても構いませんが、今回の提案以外の目的で使用することはできません。 ※完成図書及び竣工図は、建物の現状と完全に一致していることを保証するものではありません。
19	指定管理者業務の基準別添資料	7	●設備等保守管理項目一覧 建物等の電話交換機点検	電話交換機のメーカ及び型式をご教授ください。また、点検対象となる台数をご教授ください。	メーカー 株式会社ナカヨ通信機 電話交換機：NYC-iE/M-ME 電話機：NYC-18iE-SD(W)2 5台、NS-A22-TEL(GW)14台 詳細については現地説明会に参加いただいた法人に限り 6 月14日（水）から 7 月 4 日（火）まで緑区役所で完成図書及び竣工図の閲覧が可能です。希望される場合には事前にご連絡ください。（担当：緑区役所 地域振興課 区民施設担当 電話045-930-2238） ※必要な部分を撮影いただいても構いませんが、今回の提案以外の目的で使用することはできません。 ※完成図書及び竣工図は、建物の現状と完全に一致していることを保証するものではありません。
20	指定管理者業務の基準別添資料	7	●設備等保守管理項目一覧 建物等の監視カメラ点検	監視カメラシステムのメーカー及び型式をご教授ください。また、台数をご教授ください。	メーカー TOA株式会社 主装置本体型式：C-CV250-2 カメラ台数：21台 詳細については現地説明会に参加いただいた法人に限り 6 月14日（水）から 7 月 4 日（火）まで緑区役所で完成図書及び竣工図の閲覧が可能です。希望される場合には事前にご連絡ください。（担当：緑区役所 地域振興課 区民施設担当 電話045-930-2238） ※必要な部分を撮影いただいても構いませんが、今回の提案以外の目的で使用することはできません。 ※完成図書及び竣工図は、建物の現状と完全に一致していることを保証するものではありません。
21	指定管理者業務の基準別添資料	7～8	●設備等保守管理項目一覧 衛生管理の汚水槽・雑排水清掃 清掃等の湧水槽定期清掃、冷却水補給水槽清掃、消化水槽定期清掃	汚水槽、 雑排水槽、 湧水槽、冷却水補給槽、消火水槽の容量及び 構造をご教授くだ さい 。また、図面がありましたら開示をお願い致します。	雑排水槽はありません。業務の基準別添資料p7を訂正します。 詳細については現地説明会に参加いただいた法人に限り 6 月14日（水）から 7 月 4 日（火）まで緑区役所で完成図書及び竣工図の閲覧が可能です。希望される場合には事前にご連絡ください。（担当：緑区役所 地域振興課 区民施設担当 電話045-930-2238） ※必要な部分を撮影いただいても構いませんが、今回の提案以外の目的で使用することはできません。 ※完成図書及び竣工図は、建物の現状と完全に一致していることを保証するものではありません。
22	指定管理者業務の基準別添資料	8	●設備等保守管理項目一覧 建物等のシャッター点検	建築基準法 12 条 に よる防火設備定期点検（1 回/年）を含むとありますが、防火設備定期点検の対象となる機器及び台数をご教授ください。	建築竣工図の建具表（A-073c～A77c）及び電気竣工図（E-052c）を参考にしてください。 現地説明会に参加いただいた法人に限り 6 月14日（水）から 7 月 4 日（火）まで緑区役所で完成図書及び竣工図の閲覧が可能です。希望される場合には事前にご連絡ください。（担当：緑区役所 地域振興課 区民施設担当 電話045-930-2238） ※必要な部分を撮影いただいても構いませんが、今回の提案以外の目的で使用することはできません。 ※完成図書及び竣工図は、建物の現状と完全に一致していることを保証するものではありません。

令和5年度 緑区民文化センター 公募に係る質問事項と回答

No.	資料名	頁	項 目	質 問	回 答
23	指定管理者業務の基準別添資料	8	●設備等保守管理項目一覧 清掃等の照明器具清掃	対象となる照明器具の形状及び台数をご教授ください	電気竣工図（E-024c～E-032c）を参考にしてください。 現地説明会に参加いただいた法人に限り6月14日（水）から7月4日（火）まで緑区役所で完成図書及び竣工図の閲覧が可能です。希望される場合には事前にご連絡ください。（担当：緑区役所 地域振興課 区民施設担当 電話045-930-2238） ※必要な部分を撮影いただいても構いませんが、今回の提案以外の目的で使用することはできません。 ※完成図書及び竣工図は、建物の現状と完全に一致していることを保証するものではありません。
24	指定管理者提案課題及び様式集	-		各様式に、枚数の制限が設けられておりますが、こちらの枚数は片面での指定でしょうか？枚数の捉え方について確認させてください。 例えば、様式12はA4用紙縦×4枚以内とありますが、片面の場合は4ページですが両面であれば8ページとなると思います。 様式に応じた考え方が違う場合も含めてご教示ください。	両面印刷又は片面印刷の場合でも、枚数は頁数として解釈してください。
25	指定管理者提案課題及び様式集	-		各様式に枚数指定がございますが、例えばA4×4枚とあった場合、両面で8ページまで可と解釈してよいのでしょうか？ また、申請書類及び提案書類提出の際、両面印刷を行ってもよろしいのでしょうか？	枚数は頁数として解釈してください。A4×4枚とあるものは4頁以内で作成してください。なお、インデックスの異なるものを両面印刷とすることはおやめください。